

# 令和8年度長泉町区長連絡協議会総会及び第1回区長会

## 次第

日時：令和8年4月17日(金)19:00～  
場所：長泉町防災センター1階多目的室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 職員等紹介…[資料No.1](#)
- 4 令和8年度区長連絡協議会役員の選出…[資料No.2](#)
- 5 令和8年度区長連絡協議会長あいさつ
- 6 議題・協議事項
  - (1) 社会福祉協議会  
令和8年度長泉町社会福祉協議会会員加入と会費納入について…[資料No.3](#)
  - (2) 福祉保険課
    - ①令和8年度日本赤十字社会員増強と会費納入について…[資料No.4](#)
    - ②令和8年度長泉町赤十字奉仕団による地域福祉活動について…[資料No.5](#)
    - ③民生委員・児童委員活動への理解について…[資料No.6](#)
    - ④避難行動要支援者のための個別避難行動計画について…[資料No.7](#)
  - (3) 情報戦略室  
広報紙等の配布物について…[資料No.8](#)
  - (4) 行政課
    - ①自治会活動保険加入費補助金申請書の提出について…[資料No.9](#)
    - ②コミュニティ施設整備事業等補助金の交付申請について…[資料No.10](#)
    - ③多文化共生の取り組み(地域日本語教室)について…[資料No.11](#)
  - (5) 区長連絡協議会
    - ①区長連絡協議会事業計画案及び予算案について…[資料No.12](#)
    - ②区長連絡協議会から選出する各種委員について…[資料No.13](#)
    - ③第2回区長会の開催について…[資料No.14](#)
    - ④自治会活動保険の更新(加入)手続きについて…[資料No.15](#)  
説明：損保ジャパンパートナーズ(株)東静岡支店様
- 7 閉 会  
第1回区長会終了後、第1回役員会(役員のみ出席)を開催します。

【資料配布】

(1) 行政課

① 行政組織図…資料No.16

② 自治会と関連のある業務の問い合わせ先…資料No.17

(2) 産業振興課

第30回長泉わくわく祭りの概要について…資料No.18

(3) 社会福祉協議会

令和8年度小地域福祉活動推進事業助成金交付申請について…資料No.19

(4) 区長連絡協議会

① 令和8年度区長名簿…資料No.無

② 長泉町区長連絡協議会規約…資料No.無

【長泉町区長連絡協議会 事務局】

担当：行政課地域協働チーム 栗田

電話：055-989-5500, FAX: 055-986-5905

E-mail: chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

## 長泉町職員名簿〔特別職・部長・課(所)長〕（令和8年4月1日現在）

## 1 特別職

役 職	氏 名
町 長	池田 修
副 町 長	高田 昌紀
教 育 長	石井 宣明

## 2 部長級

役 職	氏 名	役 職	氏 名
総務部長	目黒 健一	教育部長	三澤 哲也
住民福祉部長	露木 伸彦	議会事務局長	芹澤 文寿
都市環境部長	椎田 清隆		

## 3 課(所)長

(町長部局)

部	役 職	氏 名
総務部門	行政課長	佐藤 久敬
	企画財政課長	浅倉 充
	地域防災課長	加藤 和則
	情報戦略室	富田 光
住民福祉部門	福祉保険課長	小長井 圭美
	健康増進課長	上杉 あやの
	住民窓口課長	日比 崇二
	税務課長	中村 秀樹
	長寿介護課長	大嶽 公康
都市環境部門	建設計画課長	長澤 圭祐
	工事管理課長	富岡 亘
	産業振興課長	柏木 英樹
	くらし環境課長	杉山 光司
	上下水道課長	大古田 英之

(教育委員会)

部	役 職	氏 名
教育委員会	教育推進課長	穴戸 浩
	こども未来課	中井 章文
	生涯学習課長	小野 秀則
	学校給食センター所長	(兼)三澤 哲也

(会計課、監査委員事務局、農業委員会)

役 職	氏 名
会計課長	小山 政由
監査委員事務局長	(兼)目黒 健一
農業委員会事務局長	(兼)柏木 英樹

(併任・派遣職員)

役 職	氏 名
裾野市長泉町衛生施設組合事務局長	(兼)椎田 清隆

## 令和8年度 長泉町区長連絡協議会役員【案】

任期／自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日

役職名	区名	氏名
会長	中土狩	神山 卓裕
副会長	杉原	加藤 忠義
会計	下長窪	杉崎 敬一
理事	南一色	渡邊 一博
//	鮎壺	三輪 與志博
//	エンゼル西	窪田 知子
//	竹原	鈴木 学
監事	元長窪	碓井 均
//	上土狩	石原 英司

※理事は5名以内

区長各位

日本赤十字社長泉町分区長  
長泉町長 池田 修

令和8年度「日本赤十字社」会員の増強と会費の納入について（お願い）

日頃より、赤十字運動の推進につきましては、区長様をはじめ区民の皆様方のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご存じのとおり日本赤十字社は国の内外を問わず災害や戦乱による被害の援助活動等を行っておりますが、この費用はすべて皆様からの会費をもととしております。

このような中、本年も5月を中心に「赤十字会員増強運動」を実施いたしますので、会員の増強と会費の納入について、格段のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

## 記

## 1 会員の増強

なるべく全戸が、前年度に引続き会員としてご加入くださるようお勧めください。（一世帯500円）また、1,000円以上の協力会員の増強についても、よろしく願います。

区費や班費一括で納入される場合は、区民の皆様に強制ととられないよう、何らかの形（総会や回覧など）で意思確認をお願いします。

## 2 納入方法・納入期限

(1)金融機関にて指定口座へ振り込み（別紙「振込による納入について」参照）

(2)福祉保険課窓口（役場北館1F）または社会福祉協議会窓口にて現金を持参

上記のどちらかの方法により、**令和8年6月26日（金）**までに納入をお願いします。

※上記納入期限はあくまでも目安とし、各区の状況を踏まえつつ、活動へのご協力をお願いします。

## 3 提出書類

・「令和8年度 日赤会費・社協会費納付一覧表（様式第1号）」

・「令和8年度 日赤会費・社協特別会員名簿（様式第2号）」

※メールによるデータ提出も可能です。

## 4 その他

・様式のエクセルデータが必要な場合は、下記メールアドレスにてご連絡ください。

・区民の皆様への周知のため、4月17日付けの回覧依頼のとおり、区民の皆様方あての協力をお願い文書の世帯回覧をお願いいたします。

担当：長泉町役場 福祉保険課  
福祉チーム 遠藤

電話：989-5512（直通）

FAX：989-5515

メール：fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

(こちらは見本です)  
班長様宛ての文書ですので、  
参考にご覧ください。

令和8年4月17日

班 長 各 位

日本赤十字社長泉町分区長  
長泉町長 池 田 修

令和8年度「日本赤十字社」会員の増強と会費の納入について（お願い）

日頃より、赤十字運動の推進につきましては、区長・班長様をはじめ区民の皆様方のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり日本赤十字社は国の内外を問わず災害や戦乱による被害の援助活動等を行っておりますが、この費用はすべて皆様からの会費をもととしております。

このような中、本年も5月を中心に「赤十字会員増強運動」を実施いたしますので、会員の増強と会費の納入について、格段のご協力を賜りたくお願いいたします。

記

1 会員の増強について

なるべく全戸が、前年度に引続き会員として加入くださるようお勧めください。

区費や班費一括で納入される場合は、皆様方に強制ととられないよう、何らかの形（総会や回覧など）で意思確認をお願いします。

2 会費の納入について

一世帯500円にてお願いいたします。

また、1,000円以上の協力会員の増強についても、よろしく申し上げます。

3 門標について

会費を納入された世帯に、門標（「協力会員」標記のシール）をお渡しくください。

1,000円以上の世帯へは、門標（「協力会員」標記のシール、銀ぶち）をお渡しくください。

班長様の負担軽減のため、門標の配布をもって領収の確認としてしておりますが、必要な場合は、同封の領収書をご使用ください。

※領収書は世帯全員分の数量となっておりませんのでご注意ください。不足する場合は、おそれいりますが担当までご連絡ください。

4 回覧について

協力をお願い文書の世帯回覧をお願いします。（別途依頼）

5 会費の納入期限について

各区長様に取りまとめを依頼してありますので、各区の定める日までとなります。

担 当：長泉町役場 福祉保険課  
福祉チーム 遠藤

電 話：989-5512（直通）

## 日本赤十字社 活動資金（会費、寄付金）について

皆さまからお寄せいただいた活動資金で、赤十字は次のような活動をしています。

### 1 講習普及事業

万一の災害や事故、急病に備え、また健康で安全な生活を送ることができるよう、県内各地で講習会を開催しています。県内で年間約 20,000 人が受講しています。

・救急法講習 ・水上安全法講習 ・健康生活支援講習 ・幼児安全法講習など

### 2 AEDに関する事業

AEDは、突然の心停止で倒れた人を電気ショック（除細動）で救うことのできる医療機器です。赤十字静岡（日本赤十字社静岡県支部）では、AEDの使い方を学ぶ講習を年間を通じて開催しています。また、24 時間誰でも利用することができるよう県内の警察署などに約 80 台のAEDを設置しています。

### 3 災害救護活動

災害が発生した際は、直後に救護班の派遣や救援物資の配布などを行い、被災者が自立するまで、こころのケアや防災ボランティアの派遣など、様々な災害救護を展開します。県内赤十字病院に常時救護班 10 班と県内血液センターに血液供給班 6 班が救護活動に備えています。

### 4 災害救援品

災害時に迅速かつ有効な救援対策がとれるよう、救援物資の備蓄及び救護装備、資材の整備を行っています。

救援物資 … 毛布、救急セット（ラジオなど）、下着セット、タオルセット

救護装備、資材 … 車両、携帯型医療セット、担架、折り畳み寝台、発電機など

### 5 その他活動

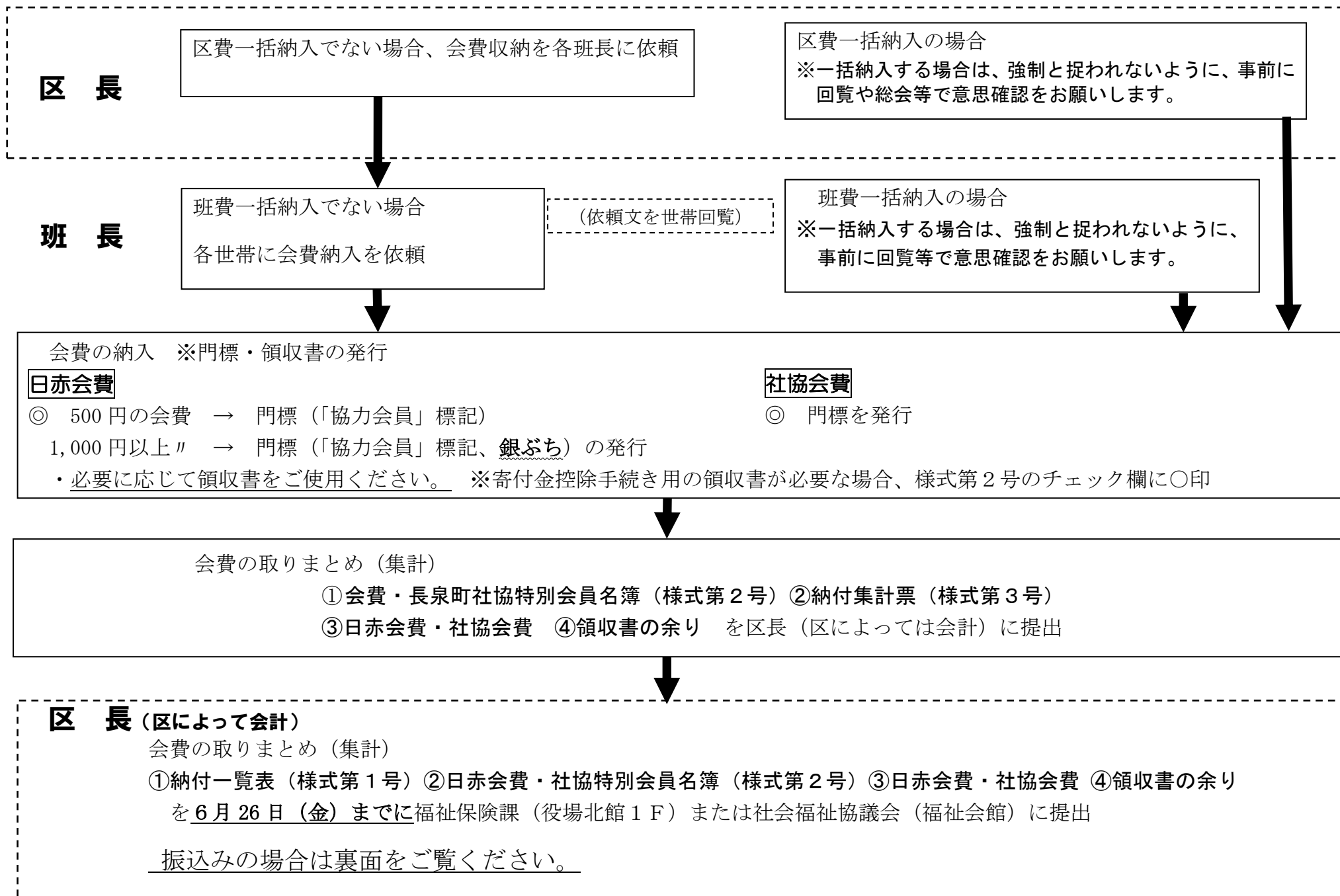
赤十字ボランティア、青少年赤十字（JRC）、医療事業・看護師養成、国際活動  
血液事業など

### \*長泉町での取り組みについて

長泉町は日本赤十字社静岡県支部の分区として位置づけられ、またそれぞれの区（自治会）は、協賛委員会の推進する組織となっています。長泉町分区でも、災害救護車両の配備や救援物資などを備蓄しています。また、火災などで被災された方へは弔慰金や救援物資をお渡しし、他には長泉町赤十字奉仕団による各種講習会や生活支援活動を行っています。こうした活動にも会費が使われています。

赤十字活動の趣旨をご理解のうえ皆様のご協力をお願い申し上げます。

# 日赤会費・社協会費の収納手順





令和8年度日本赤十字会費・長泉町社協特別会員名簿（1,000円以上）

区	班
---	---

寄付金控除用領収書  
が必要な場合、○印

	氏名	住所	日赤 会費	社協 特別会費	寄付控除 領収書 必要
			一口1,000円以上 金額(円)	一口1,000円以上 金額(円)	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	合 計		円	円	

様式第3号

令和8年度日本赤十字社会費・長泉町社協会費 納付集計票 (班長控)

日本赤十字社会費			長泉町社協会費		
会費区分	会員数	金額	会費区分	会員数	金額
500円		円	300円		円
1,000円		円	1,000円		円
円		円	円		円
小計①		円	小計②		円
合計①+②					円

上記のとおり納付します。

令和8年 月 日 第 班

(こちらは見本です) 班長名 \_\_\_\_\_

こちらの様式は、班長様にご記入いただくものです。  
 (班長様用封筒に入っています。)  
 区長様は、班長様から提出されたこちらの様式の金額を  
 もとに、様式第1号(4ページ)へ記入をしてください。  
 ※この様式は、役場(または社協)への提出は不要です。

令和8年度日本赤十字社費・長泉町社協会費 納付集計票 (区長控)

日本赤十字社会費			長泉町社協会費		
会費区分	会員数	金額	会費区分	会員数	金額
500円		円	300円		円
1,000円		円	1,000円		円
円		円	円		円
小計①		円	小計②		円
合計①+②					円

上記のとおり納付します。

令和8年 月 日 第 班

班長名 \_\_\_\_\_

※ この用紙は、役場・社会福祉協議会に提出していただく必要はありません。



**資料No.5**

事 務 連 絡  
令 和 8 年 4 月 17 日

区 長 各 位

日本赤十字社長泉町分区長  
池田 修

令和8年度長泉町赤十字奉仕団による「地域福祉活動」について

日頃より、赤十字運動の推進につきましては、区長様をはじめ区民の皆様方のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、赤十字の使命とする人道的な活動を、身近な社会で実践しようとする人々が集まって結成された長泉町赤十字奉仕団による地域福祉活動の申込を今年度も募集します。申込に際しまして、各区長のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

**1. 申込方法**

区で申込希望を取りまとめ、区長経由で申込書を福祉保険課に提出

※原則、年度ごと1区1回の申込とさせていただきます。

※別紙参照

**2. 申込締切日**

**5月29日（金）**

各区で取りまとめ次第ご提出ください。

※予算の都合上、お断りさせていただく場合があります。ご了承ください。

担 当：長泉町役場 福祉保険課

福祉チーム 遠藤

電 話：989-5512（直通）

F A X：989-5515

メール：fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

# 地域福祉活動について

## 長泉町赤十字奉仕団

長泉町赤十字奉仕団は、赤十字の使命とする人道的な活動を、身近な社会で実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

地域福祉の増進に貢献するために、様々な活動を行っています。

### 活動内容

フラワーアレンジメント講座  
芝小僧講座  
多肉植物講座  
リース講座                      など

※他の内容については要相談

### 定員

30人程度

※申込される区が多数の場合は、  
次年度以降の開催とさせていただきます  
場合があります。

### 申込方法

申込書を記入の上、福祉保険課に提出（メール・FAX可）  
（区で申込希望を取りまとめて、区長経由で申込みをお願いします。）

※原則、年度ごと1区1回の申込とさせていただきます。

### 申込締切日

令和8年5月29日(金)まで



問 長泉町役場 福祉保険課 福祉チーム  
（日本赤十字社長泉町分区事務局）

T E L:055-989-5512

F A X:055-989-5515

M A I L:fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

# 地域福祉活動申込書

令和 年 月 日

長泉町赤十字奉仕団委員長 様

区名 \_\_\_\_\_

区長名 \_\_\_\_\_

長泉町赤十字奉仕団による令和8年度地域福祉活動について下記のとおり申込みします。

チェック	講座名
	フラワーアレンジメント講座
	芝小僧講座
	多肉植物講座
	リース講座
	その他 ( )

希望日： \_\_\_\_\_ (複数日お願いします)

参加人数： \_\_\_\_\_ 人

責任者名： \_\_\_\_\_

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_

令和8年5月29日(金)締切

提出先 長泉町役場 福祉保険課 福祉チーム  
(日本赤十字社長泉町分区事務局)  
F A X:055-989-5515  
M A I L:fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

事務連絡  
令和8年4月17日

区長各位

長泉町福祉保険課長

民生委員・児童委員活動への理解について

このことについて、各区長におかれましては、令和7年12月の一斉改選（3年に1度）での民生委員・児童委員をご推薦いただき、また、日頃の民生委員・児童委員活動につきましてもご理解ご協力を賜り、感謝を申し上げます。

令和7年12月の一斉改選以降、95名の定数を満たさない状況ではありますが、民生委員・児童委員それぞれが活動を開始し、長泉町民生委員・児童委員協議会も地域の皆様のおかげをもちまして、滞りなく運営されております。

つきましては、今般、各区長の皆様に、改めて民生委員・児童委員についてご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当：長泉町福祉保険課

福祉チーム 加藤・金丸

電話：055-989-5512

FAX：055-989-5515

メール：fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

あなたの力が必要です

～地域のみなさんの幸せのために～

長泉町

民生委員・児童委員協議会

2024年12月版

# 長泉町の民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は地区担当委員と主任児童委員<sup>\*</sup>で構成されています

<sup>\*</sup>主任児童委員は各小・中学校区を担当区域とし、厚生労働大臣により指名され、児童の健全育成、子育て支援活動の中心的役割を担っており、長泉町では現在3名が活動しています。

## 民生委員・児童委員 地区担当委員の活動

- ・地区のみなさんの生活の見守り 独り暮らしの高齢者宅等への訪問
- ・生活上のさまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるように専門機関につなぐ
- ・長泉町民生委員・児童委員協議会（長泉町内の民生委員・児童委員で構成する組織のこと、以下、“民児協”とする）の定例会・研修への出席
- ・町（住民福祉部門・教育委員会）や社会福祉協議会（以下、“社協”とする）からの依頼に応じた調査、連絡等

## 委員の人数・任期

地区担当委員（88名）+主任児童委員（3名） 合計 91名

男性 49名・女性 42名（令和6年12月現在）

地区担当委員の人数は“70～200世帯ごとに1人”の基準に従い、長泉町では現在88名（定数91名）が各区からの推薦・選考を経て、活動しています。



退職後、地域のために何かしたいと思っていたところ、地区の方から声をかけていただいて委員を引き受けました。

任期は1期3年です

次回一斉改選での任期は

令和7年12月～

令和10年11月です

1期目 50名（55%）

2期目 19名（21%）

3期目 17名（19%）

4期目以上 5名（5%）

50代 6名（6%）

60代 41名（45%）

70代 43名（48%）

80代 1名（1%）

## お仕事をしながら活動している委員 41名（45%）

・働きながら活動される方が増えてきています。



活動日が決められていないので、都合のつく範囲で時間を工夫して活動しています。困ったときには、同じ地区または近隣地区の委員に相談しやすいです。

# 会合・研修

**定例会** (月1回・月曜日・午前中)

福祉会館・いずみの郷の会議室にて 町・社協・民児協からの連絡など

**4つの専門部会** (月1回 定例会の後) ※会議日以外の研修に出席することがあります



各部会でスキルアップ研修(年間2回)・施設訪問研修(年間2か所)が計画されています

四部会に分かれて活動します。毎年、同じメンバーで部会が変わるので、いろいろなことが学べ、仲間づくりもしやすいように工夫されています。

**★高齢者福祉部会** 高齢者に関する福祉活動支援・協力、在宅高齢者の援助活動等の推進

(活動例)

- ・さつき園見学・行事支援
- ・シニアクラブ スポーツ大会支援
- ・介護保険のしくみと高齢者福祉サービスや、認知症について研修 など

**★児童福祉部会** 児童・ひとり親家庭に関する福祉活動支援、子ども子育て家庭支援

(活動例)

- ・スミダス、のびスマ、飛龍高校三島スクール等 訪問研修
- ・現在の小中学校の様子(講話や授業参観を通じて)を見学 など

**★障がい児者福祉部会** 障がい児者への援助活動の強化や福祉のまちづくりの推進

(活動例)

- ・沼津視聴覚特別支援学校 訪問研修
- ・行事の支援
- ・福祉事業所の見学、障がい者雇用の現場訪問
- ・車いすの操作体験 など

**★地域福祉部会** 地域における相談・支援活動の強化や防災等の共同活動の展開等、共に支えあう地域社会づくりの推進

(活動例)

- ・地域包括支援センターについて学ぶ
- ・裁判所での傍聴
- ・いずみの郷外出支援 など

**地域ブロック会議** (年4回程度)

町全体を7つのブロックにわけて 地域に特化した会議・研修を行います。



いつでも、同じブロック(地区)の委員がとても親身になって相談にのってくださるので心強いです。

**全体研修(講座・視察訪問など)** 定例会の日の午後や、県内外・宿泊での研修があります。

・スキルアップ研修(傾聴講座・ゲートキーパー研修等)・県外の福祉法人施設の見学・研修(宿泊あり)

・施設・展示会等見学・研修

・県の新任委員研修・中堅委員研修 など

研修で、気づく・声をかける・聴く・つなぐ・見守ることの大切さを学びました。



## 民生委員・児童委員の活動を通して感じたこと

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を訪ねるとき、ドキドキしたし、心を開いてくれるまで会話が続き、  
気まずい雰囲気になったこともありました。足を運ぶたび笑顔で応対してくれるようになり、「ありがとう。」  
「また来てね。」「楽しみにしています。」と言われるとうれしくなって、続けてきて良かったと思  
いました。

こんなふうを感じている委員が多いです

\*委員にならなければ訪問できなかった場所に行けたり、お話をうかがったり、体験できたことがたくさんあり、  
他の地区の委員の方とも親しくなれて、**自分にとってプラスになりました。**  
\*あまり気負わずに。人のためと思って民生委員を引き受けましたが**自分のためになっていること  
が多いように**思います。

**できる範囲で決して無理せずに。自分で解決するものでなく、民生委員の仲間に相談したり、得た  
情報を町や社協にあげたり、地域包括への連絡・報告等をつなぎの役割**をすることが重要です。

民生委員・児童委員は地域と専門機関等の**つなぎ役**です

地域の人たちとコミュニケーションが取れる人ならば、**誰でもできます。**

**研修も充実している**ので、安心して参加してください。

「たいへんそう。」「できるかな?」そう思っていた方も多いです

「民生委員の仕事はたいへん」と言われますが、役場から依頼される調査や名簿の更新などを除けば、自分  
のペースで活動できます。まずは、『**自分の地域の状況を知る。**』という思いで活動してみてもどうでしょ  
うか。見えないところがいっぱい見えてきます。

委員を次の方に引き継いだら、

**今度は自分が民生委員にお世話になるのだと気づきました。**



# ご存じですか？民生委員・児童委員



回覧



## 地域における困りごとのつなぎ役

守秘義務のある民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手です。  
誰に相談したらよいかわからない介護のことや子育てのこと  
ひとりで抱え込まずご相談ください。

< お問い合わせはお住まいの市区町村窓口へ >

長泉町民生委員・児童委員協議会

 全国民生委員児童委員連合会

支えあう 住みよい社会 地域から

ぜんみんじれん 

長福保第 863 号  
令和 8 年 4 月 17 日

区長各位

長泉町福祉保険課長

## 避難行動要支援者のための個別避難計画推進について

近年の風水害をはじめとした災害が激甚化及び頻発化しており、高齢者や障害のある人等に被害が集中していることから、避難行動要支援者の支援体制構築が急務となっております。平成 25 年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、令和 3 年 5 月には避難行動要支援者の避難支援等をするため個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となったことから、町でも、避難行動要支援者名簿を作成し、個別避難計画についても作成を進めていきたいと考えております。

個別避難計画は、地域の実情や住民のニーズに即した避難計画であり、皆様が日常的に把握されている地域の特徴や住民の状況を踏まえた計画が、災害時の迅速かつ安全な避難につながります。地域の状況を最もよく把握されている地元住民の方々がこの個別避難計画を中心となって作成することで住民同士の連携も強化され、非常時に助け合う体制が整いやすくなると思われまますので、区長の皆様方におかれましても個別避難計画の作成等についてご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

担当：福祉保険課

福祉チーム 佐野

電話：055-989-5512

FAX：055-989-5515

Mail：fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

## 区長の皆様をお願いしたいこと

### ○避難行動要支援者名簿の共有について

長泉町では、要介護3以上の方や重度障がいのある方など、災害時に自力での避難が難しく、周囲の支援が必要となる方を避難行動要支援者とし、名簿を作成しています。そのうち、情報共有に同意いただいた方については、必要な情報を区や民生委員の皆さまと共有させていただきます。(7月～8月を予定)

この名簿は、日常の見守りや災害時の支援に役立てていただくためのものですので、取扱いにご配慮いただきながら、ご活用をお願いいたします。

### ○個別避難計画について

避難行動要支援者のうち、自力もしくはご家族の支援だけでは避難が難しい方については、ご本人やご家族の意向を確認しながら、区長や自主防災会、民生委員の皆さまと連携して個別避難計画を作成していきます。令和8年度については、上記の方のうち長泉町ハザードマップで土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域(避難指示区域)に居住されている方について優先的に作成を進める予定です。区長の皆様には以下の点についてご協力をお願いいたします。

- ① 個別避難計画は、『長泉町災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)』(赤ファイル)にまとめて保管をお願いしております。前区長からファイルを引き継ぎ、内容をご確認ください。
- ② 新たに個別避難計画が作成された場合や、作成者の情報に変更(死亡、住所変更など)があった場合には、町から更新後の個別避難計画を民生・児童委員を通じてお渡しするか、郵送いたします。  
受領後は、お手元の赤ファイルへの追加または差し替えをお願いいたします。  
なお、差し替えにより不要となった計画については回収いたしますので、民生・児童委員へお渡しいただくか、役場へご持参いただきますようお願いいたします。
- ③ 区内の自主防災会長、民生委員・児童委員と情報共有を図りながら、各者が保管する個別避難計画に相違がないかの確認や、計画の活用、避難支援のあり方について、必要に応じて調整をお願いできればと思います。

### ○個別避難計画に関する関係者の役割分担

区 長	3者（区長・自主防災会長・民生委員）間の調整 避難支援者の決定、引継ぎ支援
自主防災会長	避難支援者の決定、避難場所の確認
民生委員・児童委員	日常的な見守り、個別避難計画作成支援
町福祉保険課	避難行動要支援者リスト作成、個別避難計画管理、 体制整備

### ○その他

避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、非常に高度な個人情報に掲載されていますので、お取り扱いにはくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。また、知り得た個人情報が外部に漏出することのないよう、鍵などのかかる場所に保管するなどご配慮ください。

区長各位

情報戦略室長

## 令和8年度 広報紙等の配布物について

日頃から町行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。さて、町では、住民の皆様へ行政情報をお知らせするため、『広報ながいずみ』をはじめ、各種広報紙類を発行しております。広報紙などの配布にあたりましては、区長様をはじめ班長・役員の皆様方に大変お手数をおかけしておりますが、本年もこれまで同様、ご協力をお願いいたします。

## 記

**1 配布日** 1日の午前中（1日が日曜・祝日の場合は、その前日）

※広報ながいずみ以外の発行物も広報ながいずみ配布日の午前中に配布します。

※各区への配布予定日は、別紙1「令和8年度各区への広報配布日」をご参照ください。

**2 配布場所** 各区指定の場所**3 配布部数** 各区指定の部数（全戸配布部数、回覧部数）

※配布場所、配布部数に変更が生じた場合は下記担当または各月20日までに右記の二次元コードからご連絡ください。

**4 その他**

※上記定期発行物以外の配布物、回覧物等につきましても、広報紙の配布時期、または定例の区長会で配布のお願いをさせていただくことがありますのでご協力をお願いいたします。

情報戦略室

担当:土屋

TEL: 055-918-2015

FAX: 055-986-5905

E-mail:

## 令和8年度 各区への広報配布日

	1日号
4月	4月1日(水)
5月	5月1日(金)
6月	6月1日(月)
7月	7月1日(水)
8月	8月1日(土)
9月	9月1日(火)
10月	10月1日(木)
11月	10月31日(土)
12月	12月1日(火)
令和9年 1月	1月5日(火)
令和9年 2月	2月1日(月)
令和9年 3月	3月1日(月)
令和9年 4月	3月31日(水)

令和8年4月1日時点

発行物名	発行予定月	配布方法	編集・発行
広報ながいずみ	毎月(年12回)	全戸配布	情報戦略室
ふれあいカレンダー	12月	全戸配布	情報戦略室
家庭ごみ収集カレンダー	12月	全戸配布	くらし環境課
サンライズ(裾野警察署管内防犯協会 地域安全ニュース)	毎偶数月	回覧	地域防災課
クレマチスガーデンマルシェ開催通知	5月	回覧(駿河平区のみ)	産業振興課
長泉わくわく祭り交通部会からのお知らせ	6月	回覧	産業振興課
長泉わくわく祭りポスター	7月	掲示	産業振興課
いぶしぎん	9月、 令和9年3月	回覧	シルバー人材センター
シニアクラブ長泉だより	9月、 令和9年2月	回覧	社会福祉協議会
駿東地区レクリエーションスポーツ フェスティバル in 小山	10月	回覧	健康増進課
クレマチスの丘利活用事業開催通知	10月	回覧(駿河平区のみ)	産業振興課
産業祭ポスター	11月	掲示	産業振興課
産業祭周辺道路混雑に伴う協力依頼通知	11月	回覧 (納米里区、荻素区のみ)	産業振興課
地域元気わくわく教室	未定	回覧 (実施希望があった区のみ)	健康増進課

事務連絡  
令和8年4月17日

区長各位

行政課長

長泉町自治会活動保険加入費補助金申請書の提出について(依頼)

町では、各区が安心して活発に自治会活動を行うことができ、地域振興及び住民の福祉増進を図ることを目的として、自治会活動保険に加入する区に対し、補助金を交付します。

自治会活動保険については、各区からの申込書を取りまとめ、長泉町区長連絡協議会として一括で加入しますが、町からの自治会活動保険加入費補助金については、保険加入する区に対し、それぞれ交付されることになるため、「長泉町自治会活動保険加入費補助金交付要綱」に基づき、「自治会活動保険加入費補助金申請書兼請求書」の提出が必要になります。

つきましては、自治会活動保険の更新(加入)手続きの際に、併せて別紙申請書兼請求書の提出をお願いします。

記

提出期限／5月11日(月)※厳守

提出場所／行政課

提出書類／自治会活動保険加入費補助金申請書兼請求書

提出方法／「自治会活動保険加入申込書」と併せて、別紙「自治会活動保険加入費補助金申請書兼請求書」に区長印を押印の上、提出

(あらかじめ記載している振込先口座を確認の上、**日付、金額は記入せずに、**提出してください。)

※やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、事前に下記担当までご連絡ください。

担当／行政課地域協働チーム 栗田  
電話:055-989-5500  
FAX:055-986-5905  
E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

○長泉町自治会活動保険加入費補助金交付要綱

令和3年3月22日告示第71号

長泉町自治会活動保険加入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コミュニティ活動の円滑な推進を図るため、自治会活動保険に加入する区に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則(昭和54年長泉町規則第10号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、基準プランを設定し、そのプランに加入した際の費用の2分の1以内に自治会活動保険加入世帯数を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 区は、長泉町自治会活動保険加入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、長泉町自治会活動保険加入費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により区に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定をしたときは、当該決定を受けた区に対し、補助金を交付する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 記入例

様式第1号(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

長泉町自治会活動保険加入費補助金交付申請書兼請求書

記入しない 年 月 日

長泉町長 池田 修 様

申請者職 〇〇〇区 区長

氏 名 ●●●●

区長  
印

令和 8 年度において長泉町自治会活動保険加入費補助金を交付されるよう  
関係書類を添えて申請及び請求します。

1 交付申請額 記入しない 円 ※記入しないでください

2 振込先 ※ご報告いただいた振込先を記載しています。

(南駿農協は合併後の新しい名称と支店名に読み替えて記載しています。)

金融機関名・支店名

口座名義人

口座種別

口座番号

捨印

(区長印)

3 添付書類

自治会活動保険加入申込書の写し※保険加入申込時に行政課でコピーします

長行政第 25 号  
令和 8 年 4 月 17 日

区長各位

長泉町長 池田 修

## 長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金の内示について(通知)

日頃、町行政の推進につきましてご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。  
さて、町では地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業を実施する各区に対して補助金を交付しています。

下記一覧は各区から昨年度要望をいただき、補助対象となった事業になりますので、事業着手前に申請書等を提出し、町からの補助金交付決定通知日以降に事業着手してください。

また、事業計画の変更等がある場合や当初予定にない緊急事業を実施する場合は、事前に下記担当までご相談ください。

### 記

#### 1 内示事業一覧【9 区 11 事業】

No.	区名	事業	詳細
1	上長窪	複写機購入事業	区公民館複写機更新(買替)
2	上長窪	パソコン等整備事業	パソコン更新(買替)
3	谷津	区放送施設整備事業	区放送設備更新(スピーカー・放送線)工事
4	南一色	区公民館施設整備事業	区公民館(第1公民館)照明器具交換工事(LED 化工事)
5	上土狩	区公民館施設整備事業	区公民館建設工事(新築)
6	上土狩	区放送施設整備事業	区内放送線移設工事
7	新屋町上	区公民館施設整備事業	区公民館玄関サッシ改修工事
8	鮎壺	区放送施設整備事業	区内放送設備改修、木柱移設交換工事
9	東	区公民館施設整備事業	区公民館照明器具交換工事(LED 化工事)
10	杉原	パソコン等整備事業	パソコン更新(買替)
11	原分	区公民館施設整備事業	区公民館トイレ等修繕工事

担当:行政課地域協働チーム 栗田 電話:055-989-5500

## 長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付申請手続きについて

時 期	項 目	内 容
前年 7月～9月	●次年度のコミュニティ補助要望書提出	7月開催の第3回区長会資料として配布
4月	コミュニティ補助事業 内示	第1回区長会
4月～2月	<b>【手順1】</b> ●コミュニティ施設整備等補助金 交付申請書提出 ※ <u>必ず事業着手前に提出してください。</u>	<b>【交付申請書 必要書類】</b> ・様式1号 補助金交付申請書 ・様式2号 事業計画書 ・ <u>見積書2者以上(同じ日付のもの)</u> ・カタログ(写) ・その他、必要書類(位置図 等) ※契約書を締結している事業は、契約書の写しを提出してください。
	<b>【手順2】</b> ●補助金交付決定通知書(町⇒区) ※申請書提出日から、概ね1週間程度で 交付決定通知書を交付します。	
	<b>【手順3】</b> ●事業着手	
	<b>【手順4】</b> ●事業完了 ↓ ●実績報告書提出	<b>【実績報告書 必要書類】</b> ・様式4号 実績報告書 ・領収書(写) ・写真(事業内容が確認できるもの) ・様式5号 請求書
	<b>【手順5】</b> ●補助金交付確定通知書(町⇒区)	
	<b>【手順6】</b> ●請求書を提出 ※請求書の提出は、実績報告書と同時に 提出することもできます。	補助金は、請求書の提出から、概ね 1カ月以内に区指定の口座へ振り込みま す。
	<b>【注意事項】</b> 事業内容に変更がある場合は、事業計画変更承認申請書(様式3)の提出が 必要になります。(※変更しようとする場合は、必ず事前にご相談ください。) 添付書類:変更後の金額がわかるもの(見積書等)、変更箇所の図面等。	

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

※区公民館の建替え(新築・増築含む)、耐震補強工事を検討している区は、随時ご相談ください。

## ○長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱

(昭和 59 年 3 月 29 日告示第 8 号)

**改正** 昭和 60 年 10 月 1 日告示第 42 号 昭和 61 年 9 月 11 日告示第 46 号  
平成 2 年 3 月 30 日告示第 12 号 平成 2 年 9 月 29 日告示第 38 号  
平成 6 年 9 月 26 日告示第 72 号 平成 13 年 12 月 11 日告示第 75 号  
平成 20 年 2 月 28 日告示第 25 号 平成 22 年 1 月 28 日告示第 3 号  
平成 26 年 8 月 29 日告示第 53 号 令和元年 9 月 26 日告示第 31 号  
令和元年 11 月 12 日告示第 47-2 号

### 第 1 趣旨

町長は、地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業等を実施する各区に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則(昭和 54 年長泉町規則第 10 号)及びこの要綱の定めるところによる。

### 第 2 補助の対象、補助率等

別表第 1 のとおりとする。

### 第 3 交付の申請

提出書類 各 1 部

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付申請書(様式第 1 号)

事業計画書(様式第 2 号)

### 第 4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一つに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する事業費の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

イ 補助事業の事業量の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

(2) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、町長の承認を受けずに補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(3) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(4) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。

### 第 5 変更承認申請書

提出書類 1 部

事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 3 号)

### 第 6 実績報告

(1) 提出書類 各 1 部

実績報告書(様式第4号)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日以内

第7 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第5号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書受領後10日以内

別表第1 (第2関係)

補助の対象		補助率等
事業の区分	経費の区分	
1 区公民館 施設整備事 業	(1) 新築(建替え を含む)・増築	事業費(別表2に定めるものを除く)の2分の1以内。ただし、3,000万円を限度とする。
	(2) 改修	事業費20万円以上のものに対し事業費の2分の1以内。ただし、300万円(3年間通算)を限度とする。
		消防法(昭和23年法律第186号)に適合する消防設備に改善するものに対し事業費の2分の1以内
		事業費20万円を超えるユニバーサルデザインへの対応のために改修するものに対し事業費の4分の3以内。ただし、300万円を限度とする。
(3) 敷地	耐震診断に基づき補強するもの(既存建築物に限る。)に対し事業費の4分の3以内。ただし、1,000万円を限度とする。	
2 区放送施 設整備事業	(1) 新築・改修	別表第3に定める基準面積に標準単価を乗じた額の2分の1以内
	(2) 放送柱の移設 を伴う改修	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。ただし、放送柱の移設を伴う改修は除く。
3 複写機購 入事業	新設・買替	事業費の10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。
		事業費の2分の1以内。ただし、1台につき20万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
4 公共用電 話架設事業	新設	事業費の2分の1以内。ただし、5万円を限度とする。

5 テレビ整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
6 映像再生装置整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
7 エアコン整備事業	新設・買替・修繕	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は5年以上のものとする。
8 パソコン等整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。なお、各区につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
9 屋外掲示板整備事業	新設・買替	事業費10万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は10年以上のものとする。

#### 備考

- 1 補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとする。
- 2 既存建築物とは、昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日において工事中であった建築物をいう。
- 3 耐震補強するための耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）とし、木造以外の既存建築物にあつては、静岡県耐震診断指標値（以下、E tという。）を用いた耐震性能の評価であること。
- 4 木造の既存建築物にあつては、耐震診断によって耐震評点が1.0未満と診断され、耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる当該耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 5 木造以外の既存建築物にあつては、耐震補強工事を行った後の耐震評点が、各階の構造耐震指標/E t  $\geq$  1.0となる耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 6 耐震補強工事に基づく補助金の交付を受けようとする者は、第3に定めるもののほか、建築時期を明らかにする書類、耐震診断結果報告書、耐震補強計画書を町長に提出するものとする。
- 7 耐震補強工事に基づく補助金の交付決定を受けた者は、第6に定めるもののほか、施行箇所ごとの着工前、着工中及び完了時の写真、静岡県耐震診断補強相談士を証するものを町長に提出するものとする。

別表第 2 (別表第 1 関係)

補助対象外経費
(1) 用地造成費
(2) 解体撤去費
(3) 外構工事費
(4) 設計費及び測量試験費
(5) 事務費

別表第 3 (別表第 1 関係)

世帯数	基準面積
100 未満世帯	200 平方メートル
100～ 199 世帯	300 平方メートル
200～ 299 世帯	360 平方メートル
300～ 399 世帯	400 平方メートル
400～ 499 世帯	460 平方メートル
500～ 599 世帯	500 平方メートル
600～ 699 世帯	560 平方メートル
700～ 799 世帯	600 平方メートル
800 以上	660 平方メートル

備考

- 1 世帯数は、交付申請書提出日の属する月の初日において、長泉町の住民基本台帳に記録されている数とする。
- 2 1 平方メートル当たりの標準単価は、当該土地の固定資産評価額を基準として町長が定める。ただし、当該土地が宅地以外の土地である場合は、近傍類似の宅地の評価額を基準とする。
- 3 敷地拡張の場合は、在来分と合わせた面積が基準面積を上回る場合、当該上回る面積は補助対象としない。
- 4 取得面積が別表第 3 に定める基準面積を下回る場合は、当該取得面積を基準面積とする。



長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱（取扱い基準）R8.4.1～

補助の対象		取 決 め 等
事業の区分	経費の区分	
1. 区公民館施設整備事業	(1)新築・増築	新築、増築、既存施設の改築
	(2)改 修	① 内外装等の改修 【補助対象】 内部改修工事、外壁塗装、防錆塗装、防水工事、ビニルクロス張替、給排水工事、白蟻予防 等 【補助対象外】 外構工事、電球・蛍光灯等の消耗品類の交換、公民館の改修のうち、管理人のみ(管理人室等)が使用する場所の改修工事 等
		② 消防設備の改善 【補助対象】 非常灯改修、防災（難燃性）カーテン設置
		③ ユニバーサルデザインへの対応 【補助対象】 手摺設置、スロープ設置、開き戸から引き戸への改修、和式便器から洋式便器への改修、車椅子対応トイレへの改修、室内の段差解消
	④ 耐震補強 【補助対象】 耐震補強工事のみ（耐震診断に基づき補強する工事に限る。） 【補助対象外】 耐震診断、耐震補強計画	
	(3)敷 地	区公民館用地の購入
2. 区放送施設整備事業	(1)新築・改修	区放送設備の新設、改修 【補助対象】 放送柱、スピーカー、配線、アンプの設置・改修 等 【補助対象外】 メガホン、簡易（携帯用）放送設備
	(2)放送柱の移設を伴う改修	地主などの第3者から急遽放送柱の移設を要請された場合など、あらかじめ放送柱の移設を想定することが困難な場合に限り、事業費の10分の10以内で50万円を限度として補助 【必要書類】 地主からの要請書や土地登記簿謄本等、その事実を客観的に証明できる書類 【(1)新築・改修の補助対象となる事業】 計画的に放送柱を移設する場合は、「(1)新築・改修」の対象事業とし、事業費5万円以上のものに2分の1以内の補助

3. 複写機購入事業	(1)新設・買替	複写機（コピー機）の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 複写機（コピー機）本体の購入 【補助対象外】 複写機（コピー機）のリース契約
4. 公共用電話架設事業	(1)新 設	固定電話設置
5. テレビ整備事業	(1)新設・買替	テレビの購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 テレビ本体の購入のみ 【補助対象外】 テレビラック、アンテナ工事、配線工事
6. 映像再生装置整備事業	(1)新設・買替	映像再生装置（ビデオ、DVD、ブルーレイ、プロジェクター）の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 映像再生装置(DVDプレーヤー等)の購入のみ
7. エアコン整備事業	(1)新設・買替・修繕	【補助対象】 公民館に設置するエアコン
8. パソコン等整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 パソコン、ディスプレイの購入 ※パソコン購入時のみプリンター購入も補助対象 ※区公民館等における通信ネットワーク整備にかかる費用も補助対象（ただし通信料は含まない） 【補助対象外】 パソコンラック、パソコン用ソフト、ケーブル類
9. 屋外掲示板整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 屋外に設置する掲示板の整備

※3, 5, 6, 7, 8 の買替は5年以上のものとし、9 の買替は10年以上のものとする。

長行政第 26 号  
令和 8 年 4 月 17 日

区 長 各 位

行 政 課 長

### 多文化共生の取り組み（地域日本語教室）について

春陽の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、町では第 5 次長泉町総合計画にて「町内在住の外国人が暮らしやすい環境整備の推進」を掲げ、国籍や性別等によらない多様性社会の構築を目指しています。当町の外国人数の推移をみても、過去 5 年間で約 200 人増加し（4 月 1 日現在 686 人）、今後も増加していくと予想しています。

そこで町は、多文化共生の一環として、日本語教室（にっち長泉）を昨年度は 10 回開催しました。教室では、地域に住む日本人がサポーターとなり、身近なテーマを基に対話をしながら日本語を学ぶことができ、地域の外国人と日本人がつながる場、外国人の居場所づくりとしての役割を見出すことができました。

多文化共生社会を推進するためには、私たち日本人も、異文化を知り、学び、相互に理解することが大切であり、地域の皆様と共に、「みんなが住みやすい“ちようどいい”まち」を目指し、多文化共生社会を推進していきたいと考えております。

つきましては、地域を代表する皆様にも多文化共生事業にご協力いただきたく、地域に困っている外国人住民がいる場合は担当までご連絡ください。

#### ○令和 8 年度の子定

- ・地域日本語サポーター養成講座

日時：令和 8 年 6 月 21 日（日）、28 日（日）

※詳細は、町ホームページでお知らせ子定（5 月）

- ・日本語教室

令和 8 年 7 月～11 月（全 10 回）

担 当／地域協働チーム 山川

電話番号／055-989-5500

F A X／055-986-5905

E-mail /chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

## 令和7年度の取り組み

### ○地域日本語サポーター養成講座

日本語教室で、外国人学習者を支援するボランティアを対象とした講座を開催  
(参加者 28 人)

【内容】(2日間各 2.5 時間)

- ・町の外国人の現状
- ・対話交流型の教室とは
- ・教材等の理解
- ・ワークショップ等

### ○日本語教室 (全 10 回、各 1.5 時間)

会場：ウェルピアながいずみ、役場別館防災センター  
学習者 (外国人) とサポーターがペアになり、  
対話を通して日本語を学ぶ対話交流形式にて実施

日時	テーマ	学習者数	サポーター数
7/13	①自己紹介(オリエンテーション&レベルチェック)	18	18
7/27	②住んでいるところ	7	17
8/3	③食べ物	12	12
8/24	④ごみの出し方	7	13
9/7	⑤休みの日	3	11
9/21	⑥地震の備え(行動体験)	9	10
10/5	⑦年中行事	4	7
10/19	⑧書道(行動体験)	4	8
11/2	⑨買い物	4	7
11/23	⑩お祭り(行動体験)	8	8



## 令和8年度長泉町区長連絡協議会予算【案】

長泉町区長連絡協議会の令和8年度予算について、下記のとおり定める。

長泉町区長連絡協議会会長

### 収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
前年度繰越金	0	0	0	前年度からの繰越
補助金	600,000	600,000	0	町より事業補助
雑収入	150,000	150,000	0	保険加入手数料、預金利息等
合 計	750,000	750,000	0	

### 支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
会議費	530,000	530,000	0	役員会、区長会、県自治会連合会等
負担金	37,000	37,000	0	県自治会連合会負担金
旅 費	20,000	20,000	0	県自治会連合会等出張
事務費	100,000	100,000	0	感謝状、賞状筒等
諸経費	40,000	20,000	20,000	振込手数料、慶弔費等
予備費	23,000	43,000	△ 20,000	
合 計	750,000	750,000	0	

※科目間の流用を認める。

## 令和 8 年度長泉町区長連絡協議会事業計画【案】

長泉町区長連絡協議会の令和 8 年度事業について、下記のとおり計画します。

記

1 事業期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 区長会及び役員会の開催予定日時

開催日	会議名	内容
令和 8 年 4 月 17 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 1 回区長会	役員の選出 行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和 8 年 4 月 17 日(金)区長会終了後 防災センター3階第 1 会議室	第 1 回役員会	各種委員会委員等の選出 永年勤続表彰者の選考等
令和 8 年 5 月 8 日(金)19:00～ 防災センター3階第 1 会議室	第 2 回役員会	第 2 回区長会議題検討
令和8年5月15日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 2 回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡 【研修会】
令和 8 年 7 月 10 日(金)19:00～ 防災センター3階第 1 会議室	第 3 回役員会	第 3 回区長会議題検討
令和 8 年 7 月 17 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 3 回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和 8 年 9 月 18 日(金)19:00～ 防災センター3階第 1 会議室	第 1 回三役会	第 4 回役員会議題検討
令和 8 年 10 月 16 日(金)19:00～ 防災センター3階第1会議室	第 4 回役員会	第 4 回区長会議題検討
令和 8 年 10 月 23 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 4 回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和 8 年 12 月 3 日(木)19:00～ 防災センター3階第 1 会議室	第 2 回三役会	第 5 回役員会、区長会の開催等
令和 9 年 1 月 8 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 5 回役員会	第 5 回区長会議題検討
令和 9 年 1 月 15 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 5 回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和 9 年 3 月 19 日(金)19:00～ 防災センター3階第 1 会議室	会計監査	区長連絡協議会会計監査

※原則として、役員会は日程どおり開催します。区長会は、第3回目以降は役員会で協議し、必要に応じて開催します。開催する場合は、別途通知します。(ただし、第4回役員会及び区長会は、議題の内容により開催を見送る場合があります。)

### 3 静岡県自治会連合会会議等開催予定時期

開催日	会議名	出席者	備考
令和8年6月26日(金)	静岡県自治会連合会 第1回理事会・研修会	会長、事務局	県自連 【会場:静岡市】
令和8年6月～8月頃	静岡県自治会連合会 東部支部総会・研修会	会長、事務局	県自連東部支部 【会場:三島市】
令和8年10月8日(木)	中部自治会連絡協議会 総会	—	中部自連 【会場:三重県松坂市】
令和8年10月下旬頃	全国自治会連合会 大会	—	全自連 【会場:香川県丸亀市】
令和9年1月～2月頃	静岡県自治会連合会 東部支部代表者会議	会長、事務局 (研修:副会長、会計)	県自連東部支部 【会場:三島市】
令和9年2月26日(金)	静岡県自治会連合会 第2回理事会・研修会	会長、事務局	県自連 【会場:静岡市】

・令和9, 10年度中部自治会連絡協議会当番県が静岡県となる予定

・県自連東部支部長および当番市町は三島市の予定

### 令和8年度区長連絡協議会選出委員の活動概要

担当部署	役員名	選出人数	任期	期間	会議の回数、時期	職務	備考
社会福祉協議会	社会福祉協議会（理事）	1名	1年	R8.6～R9.6 (定時評議員会迄)	3回（6、11、3月）	法人運営の執行機関としての審議	
	社会福祉協議会（評議員）	1名	3年	R8.6～R11.6 (定時評議員会迄)	3回（6、12、3月）	法人運営の議決機関としての審議	
行政課	明るい選挙推進協議会（委員）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	会議等2回（5、9月）、街頭啓発：各選挙毎に1回	明るい選挙活動を効果的に展開するための意見・提言等、明るい選挙啓発ポスター作品審査、選挙時における街頭啓発	
企画財政課	地域公共交通協議会（委員）	1名	2年	R8.4.1～R10.3.31	4回（5、10、12、2月）	地域の実情に応じた乗合運送サービスに関する意見、提言等	
地域防災課	防災会議（委員）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	1回（2月）	防災計画の作成及びその実施を推進、水防計画の調査審議	区長会長
	交通安全対策委員会（委員）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	会議2回（6、2月頃）、街頭啓発4回（4、7、9、12月）	交通事情の実態把握及び交通安全施設に関する事、道路環境の整備及び交通道德の高揚に関する事等の審議等。また、年4回の街頭啓発に参加する。	
福祉保険課	日本赤十字社長泉町分区協賛委員会（会長）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	2回（4、11月）	地域住民に対する社旨の普及、赤十字社員の増強を目的として、年2回県支部で開催される会議に会長として出席する。	
	民生委員推薦会（委員）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	2～3回程度（随時）	民生委員・児童委員の推薦に係る審議	
健康増進課	健康づくり推進協議会（委員）	1名	2年	R8.4.1～R10.3.31	2回（6、1月頃）	健康づくり事業、保健衛生活動及び健康増進計画に関する事。その他、健康づくり施策の推進に関する事等の調査、審議を行う。	
長寿介護課	地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会（委員）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	2回（5月、1月）	地域包括支援センター及び地域密着型サービスの適切な運営の検討	
くらし環境課	環境美化運動推進協議会（委員）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	3回（6、10、3月）	環境美化運営に関する審議	
	環境審議会（委員）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	3回（6、10、2月）	環境基本計画に関する調査・審議	
	衛生処理料金審議会（委員）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	2回（8、12月）	し尿及び浄化槽汚泥の処理料金の設定にあたり必要となる事項を検討	
産業振興課	長泉わくわく祭り実行委員会（委員長）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	4回（4、6、7、8月）	長泉わくわく祭り実行委員長 会議の議長、祭りの企画・運営責任者	区長会長
こども未来課	要保護児童対策地域協議会（委員）	1名	なし	—	1～2回（11月頃）	要保護児童等の早期発見、支援及び特定妊婦への適切な支援並びに虐待により保護する必要があるおそれのある児童への適切な対応を協議	
生涯学習課	青少年問題協議会（委員）	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	3回（6、11、2月）	青少年の指導・育成・保護に関する施策の審議及び関係機関の連絡調整	

※会議の回数、時期については変更になる場合があります。

## 令和8年度区長会選出委員名簿(案)

## 〔社会福祉協議会〕

1 社会福祉協議会理事 1名 (R8.6~R9.6)(会議数等:3回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
理事				

2 社会福祉協議会評議員 1名 (R8.6~R11.6)(会議数等:3回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
評議員				

## 〔行政課〕

3 明るい選挙推進協議会 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:2回、街頭啓発あり)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

## 〔企画財政課〕

4 地域公共交通協議会 1名 (R8.4.1~R10.3.31)(会議数等:4回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

## 〔地域防災課〕

5 防災会議 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:1回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				区長会長

6 交通安全対策委員会 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:2回、街頭啓発4回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

## 〔福祉保険課〕

7 日本赤十字社長泉町分区協賛委員会 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:2回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
会長				

8 民生委員推薦会 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:2~3回程度)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔健康増進課〕

9 健康づくり推進協議会 1名 (R8.4.1~R10.3.31)(会議数等:2回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔長寿介護課〕

10 「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域密着型サービス運営委員会」 1名  
(R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:2回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔くらし環境課〕

11 環境美化運動推進協議会 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:3回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

12 環境審議会 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:3回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

13 衛生処理料金審議会 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:2回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔産業振興課〕

14 長泉わくわく祭り実行委員会 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:4回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員長				区長会長

〔こども未来課〕

15 要保護児童対策地域協議会 1名 (-)(会議数等:1~2回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

〔生涯学習課〕

16 青少年問題協議会 1名 (R8.4.1~R9.3.31)(会議数等:3回)

職名	氏名	住所	電話	選出区
委員				

区長各位

長泉町区長連絡協議会会長

## 令和8年度第2回区長会の開催について(通知)

日頃より、区長連絡協議会事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、区長連絡協議会では、令和7年度より、各区の情報共有を兼ねた自治会活動における研修会を開催しております。令和8年度は、年間事業計画において5月15日(金)開催予定の第2回区長会において、自治会活動推進に関する講話・区長情報交換会を目的に開催させていただきますのでお知らせします。

つきましては、出欠について事前にお伺いしたく、下記の方法でお知らせください。

なお、役場関係各課等からのお知らせ等につきましては、当日会場で配布させていただきます。(欠席された場合は、後日郵送します。)

※第2回役員会は、配布資料の確認およびその他協議のため、5月8日(金)に開催します。

## 記

- 1 日 時／令和8年5月15日(金)19:00～
- 2 会 場／長泉町防災センター・1階多目的室
- 3 テ ー マ／「やってみよう！話し合う地域づくり」
- 4 内 容／自治会加入促進や情報共有のためのデジタル活用方法等、自治会運営のお悩み解決に役立つ講話やフリートーク(区長情報交換会)を予定
- 5 講 師／NPO法人みらい建設部 宮坂 里司(みやさか さとし)氏
- 6 対 象／各区長のほか、希望する場合は副区長、会計等区役員1名の出席可
- 7 出欠報告／別紙報告書をFAXまたはメール、窓口へご提出ください。電子申請申込も可
- 8 報告締切／5月7日(木)17:00

事務局／長泉町行政課地域協働チーム(担当 栗田)

電 話:055-989-5500, FAX:055-986-5905

E-mail: chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

## 講師紹介

### NPO 法人 みらい建設部

2015年、裾野市の「楽しい地域づくり講座」で学んだ有志により発足した団体。

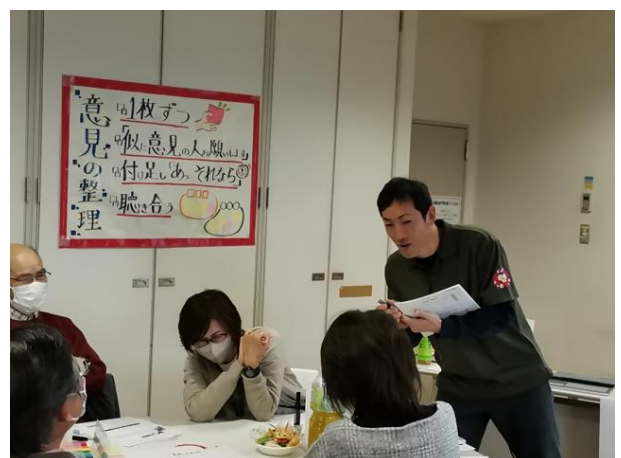
会議ファシリテーターとして、楽しい話し合いの進行、地域・組織の活性化に資する話し合いの企画・デザインなどのコンサルティング、ファシリテーションスキル向上のための人材育成、その他コミュニティを醸成する事業を行うことにより、社会関係資本の強化を促進しつつ、個人の意見や多様性が尊重される持続可能な社会の実現に寄与することを目的としている。

2018年からは環境保全活動にも取り組み、「楽しい会議と国産メンマで地域を元気に！」をキャッチフレーズに掲げ、竹林整備とメンマづくりや遊休農地を活用したサツマイモ栽培も行っている。



### 宮坂 里司(みやさか さとし)氏

みらい建設部の事務局長。会議ファシリテーターとして、自治体や地域など多様な現場で「話し合いの場」を支援。全員発言や参加者の合意形成を促す会議のサポーターとして活動し、対話を通じて地域や組織の力を引き出す伴走型支援を実践している。NPO活動と並行し、自らの地域で自治会活動見直しのプロジェクトチームや、子ども会の事務局も務める。



別紙

長泉町役場行政課地域協働チーム 栗田 宛

電話:055-989-5500, FAX:055-986-5905

E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

## 令和8年度第2回区長会出欠報告書

令和8年5月15日(金)19:00～開催の第2回区長会について、下記のとおり報告します。

報告日／令和 年 月 日

報告者／

\_\_\_\_\_ 区長 氏名 \_\_\_\_\_

出席 ・ 欠席 (いずれかに○をつけてください)

出席者名／

1 役職／区長 \_\_\_\_\_ 区長名 \_\_\_\_\_

2 役職／ \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

報告締切／5月7日(木)17:00

報告方法／FAXまたはEメール、電話等によりご報告ください。電子申請で申込可能です。



電子申請はこちらから

## 自治会活動保険 保険料納入方法について

保険料の納入について、区長連絡協議会事務局(行政課窓口)に見積書、保険加入申込書、自治会活動保険加入費補助金交付申請書と一緒にご持参いただくことが難しい場合は、下記口座にお振り込みいただくことも可能です。

### 振込先／

金融機関	富士伊豆農協
支店名	長泉支店
口座種別	普通
口座番号	24559
口座名義	長泉町区長連絡協議会 (ナガイズミチヨウクチヨウレンラクキヨウギカイ)

### 納入期限／

**5月11日(月)15:00 ※厳守**

(1) 通信欄に区名をご記入ください。

例:〇〇区

※通信欄に記入できない場合は、電話連絡等で事務局までご報告願います。

(2) 振込手数料について、大変恐縮ですが、各区においてご負担ください。

(3) 納入期限までに必ず納入いただき、見積書と申込書、自治会活動保険加入費補助金申請書についても、別途、**納入期限日までに**区長連絡協議会事務局(行政課)に必ずご提出ください。(保険料を納入されても書類が未提出のままですと、保険加入更新手続きと保険加入費補助金の申請手続きをお受けできませんのでご了承ください。)

なお、見積書、申込書、自治会活動加入費補助金申請書の提出時に領収書を希望される場合は、振り込みが確認できるものをご持参ください。

### ※お願い

自治会活動保険は、加入を希望する区を取りまとめ、長泉町区長連絡協議会として保険料を一括納入し、更新手続きをしますので、納入期限は厳守でお願いします。

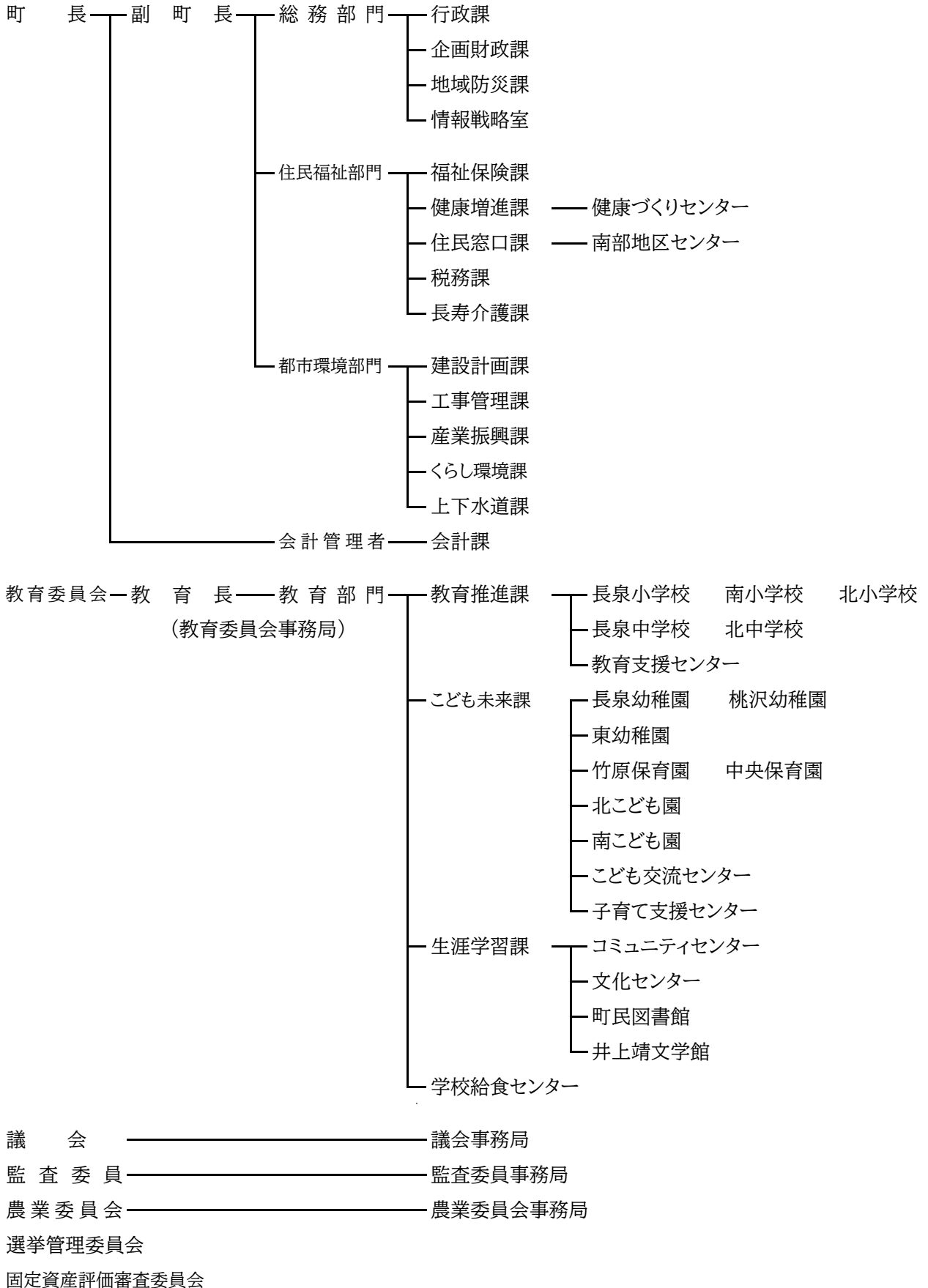
### 保険料納入に関する問合せ／

長泉町区長連絡協議会事務局(行政課内)(担当 栗田)

電話 055-989-5500、FAX055-986-5905、E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

# 行政組織図

(令和8年4月1日現在)



## 自治会と関連のある業務の問い合わせ先

※業務の詳細は、区長引継ぎ資料(令和8年1月16日長泉町区長連絡協議会)をご参照ください。

担当課(電話番号・メールアドレス)	業務内容
行政課(989-5500) ※区長連絡協議会事務局 地域協働チーム chiiki@town.nagaizumi.lg.jp	① 区長会の開催 ② 自治会活動に伴う保険 ③ 消防後援会費 ④ 区役員等に対する報償 ⑤ 区の新設・区境の変更 ⑥ コミュニティ施設整備事業等補助金 ⑦ 自治会活動保険補助金 ⑧ 一般コミュニティ助成事業【(一財)自治総合センター】
地域防災課(989-5505) 地域防災チーム bousai@town.nagaizumi.lg.jp	① 防犯灯の管理 ② 交通安全施設の維持管理(区申請工事) ③ 防災資機材等整備事業補助金 ④ 自主防災対策事業補助金 ⑤ 地域防災組織育成助成事業【(一財)自治総合センター】 ⑥ 通学路防犯カメラ設置事業補助金 ⑦ 出初式
情報戦略室(918-2015) dx@town.nagaizumi.lg.jp	① 広報紙の配布等 ② 自治会行事の情報提供
福祉保険課(989-5512) 福祉チーム fukushi@town.nagaizumi.lg.jp	① 日本赤十字社費会費 ② 避難行動要支援者避難支援
健康増進課(986-8769) 成人保健チーム seijin@town.nagaizumi.lg.jp	① 健康推進員活動
長寿介護課(989-5537) 高齢者支援チーム kourei@town.nagaizumi.lg.jp	① 高齢者生きがい対策事業費補助金
建設計画課(989-5520) 計画チーム keikaku@town.nagaizumi.lg.jp	① 既存建築物耐震性向上事業費補助金
工事管理課(989-5518) 施設維持チーム shisetsu@town.nagaizumi.lg.jp	① 区申請工事

担当課(電話番号・メールアドレス)	業務内容
産業振興課(989-5516) にぎわい企画チーム sangyo@town.nagaizumi.lg.jp	①わくわく祭りの開催
暮らし環境課(989-5514) 暮らし環境チーム kankyo@town.nagaizumi.lg.jp	① ごみステーションの新規設置・移設等 ② 清掃の日、河川清掃
生涯学習課(986-2289) 生涯学習チーム syogai@town.nagaizumi.lg.jp	① 地域づくり活動事業費補助金 ② 青少年健全育成事業【(-財)自治総合センター】 ③ 二十歳のつどい
社会福祉協議会(988-3920) bureau@nagaizumi-shakyo.jp	① 社会福祉協議会会費 ② 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金
スポーツ協会(987-5859) nagaizumi.tk@ny.thn.ne.jp	① 各種スポーツ関連の町民大会

事務連絡  
令和8年4月17日

区長各位

産業振興課長

第30回長泉わくわく祭りの開催について

春陽の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、長泉の夏を彩る「長泉わくわく祭り」は今年で第30回目という節目の年を迎えることとなりました。これもひとえに、町民の皆様ならびに関係団体のご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。この記念すべき節目の開催をこれまで以上に魅力あふれるものとし、皆様の心に残るお祭りとするため、8月1日（土）の開催に向けて、検討を進めて参りたいと考えております。

今回も「産（企業）・民（住民）・官（行政）」という町を構成する方々の協働の機会と捉え、三者一体となって祭りを盛り上げようという趣旨で、別紙のとおり開催に向けて、実行委員会を組織し、実施内容について皆様と共に企画・運営を行ってまいります。公民館へのポスターの掲示やうちわ販売の周知等、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

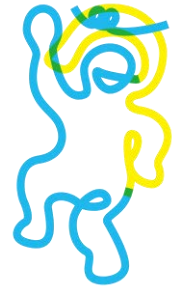
担当／産業振興課 にぎわい企画チーム  
（担当：杉森・渡邊）

電話／055-989-5516

FAX／055-989-5564

E-mail／sangyo@town.nagaizumi.lg.jp

## 第30回 長泉わくわく祭り開催概要（案）



- 1 名称 第30回 長泉わくわく祭り
- 2 主催 長泉町・長泉わくわく祭り実行委員会
- 3 後援 静岡新聞社・SBS静岡放送、ボイス・キュー、コーストFM
- 4 協賛 町内外企業等
- 5 開催日 令和8年8月1日（土） 14時30分から20時30分
- 6 会場 大いちょう通り・長泉中央通り・コミュニティながいずみ
- 7 交通規制
  - 大いちょう通り 14時30分から21時
    - ・JAふじ伊豆下土狩支店前～下土狩駅東交差点
    - ・下土狩駅東交差点～八幡神社前交差点
  - 長泉中央通り 17時から21時
    - ・ナオデンタルクリニック前～長泉中学前交差点
- 8 内容
  - 踊りパレード
  - キッズ踊りステージ
  - 飲食店の出店
- 9 くじ付きうちわ（予定）
  - 販売期間 6月15日（月）～お祭り当日
  - 販売場所 役場、商工会、ウェルピア、ベルフォーレ等

※区を通じた販売は行いません。



## 長泉町区長連絡協議会規約

第1条 本会は長泉町区長連絡協議会と称する。

第2条 本会の事務所を長泉町役場行政課内に置く。

第3条 本会は区長相互の親睦を図り、町政への協力と住民の福祉増進に関する共通の事項につき協議し、町政の発展と町民の福祉に寄与すると共に、消防事業を後援することを目的とする。

第4条 本会は各区長をもって組織する。

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 理事 5名以内
- ④ 会計 1名
- ⑤ 監事 2名

第6条 本会の役員は会員中から互選し、会長は本会を代表し会務を司る。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は会長の命を受けて会の運営を図る。
- 4 会計は会の会計を司る。
- 5 監事は会計を監査する。

第7条 役員の内任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の内任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会は総会並びに臨時総会及び区長会並びに役員会とし、総会は年1回、臨時総会及び区長会並びに役員会は会長がこれを必要と認めるとき招集する。

第9条 会議は会員の過半数をもって成立し、議事は多数決で決める。

第10条 本会の経費は町の補助金その他を充て必要に応じて会費を徴収する。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 死亡弔慰金、家族弔慰金はそれぞれ別表第1により給付する。ただし、特別の事情ある場合は総会又は役員会において給付額を増減することができる。

第13条 この規約の改正は総会の議決による。

### 付 則

この規約は、昭和36年6月8日から施行する。

規約の一部改正 昭和46年4月14日

規約の一部改正 昭和57年12月3日

規約の一部改正 平成8年4月1日(暦年から年度への切替え)

### 別表第1

区 分	支給額
会員死亡	10,000円
同居の配偶者及び両親死亡	5,000円
その他同居の親族死亡	3,000円
会員傷病(10日以上)	3,000円

## 長泉町区長連絡協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本会員の永年勤続及び功績に対し表彰の基準方法等を定めたものである。

(表彰の基準)

第2条 本会員で次の各号に該当するときは、これを表彰する。

- ① 3年以上区長の職にあるもの、又はあったもの。
- ② その他本会又は区運営につき功績顕著であると認められるもの。

(在職年数の通算)

第3条 前条の在職年数は、中断した場合もこれを通算する。ただし、月の途中で辞任した場合には、その月はこれを通算しない。就任した時も同様とする。

- 2 前項の在職年数は、毎年 3月31日を基準日として計算し、1年に満たない場合はこれを切り捨てる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は役員選考後に開催される区長会において行い、表彰状又は感謝状をおくる。

(受賞者の選考)

第5条 表彰該当者等は会長が調査し役員会に諮って決定する。

(会長への委任)

第6条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

### 附 則

本規程は、昭和56年8月1日から施行する。

会員の在職通算の基算は、昭和35年4月1日(町制施行日)とする。

規程の一部改正 平成9年4月1日(第3条2項)

規程の一部改正 平成12年2月4日(第4条)

## 長泉町区長連絡協議会役員手当内部規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会役員に関する対価に対し、その基準方法等を定めたものである。

### (役員手当等)

第2条 この規程において、支給する役員手当等は、次の各号に定めるところによるものとする。

#### (1) 役員手当

役員(会長、副会長、会計、理事、監事)に支給する。支給額は別表とする。

#### (2) 費用弁償

役員会等への出席に対し、交通費を支給する。支給額は別表とする。

#### (3) 支給時期

役員手当、費用弁償の支給は毎年年度末とする。

### (会長への委任)

第3条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

### 別表

役職名	役員手当	費用弁償
会長	30,000 円	3,000 円
副会長	15,000 円	2,500 円
会計	10,000 円	2,500 円
理事	5,000 円	2,500 円
監事	5,000 円	2,500 円

### 附 則

本規程は、令和5年1月13日から施行する。

## 長泉町区長連絡協議会消防団後援会費内部規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が消防事業を後援することを目的としていることに対し、その趣旨に賛同する世帯からの後援会費等の基準を定めたものである。

(会費等)

第2条 消防団後援会費については、1世帯あたり300円とする。ただし、消防団員を選出する世帯を除く。

(会長への委任)

第3条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

附 則

本規程は、令和6年1月12日から施行する。